



国保・後期高齢・年金

国民健康保険(国保)

● 国保の手続きと国民健康保険税(国保税)

国民健康保険課資格賦課担当 TEL 224-5833

国保は、病気やけが等に関して必要な保険給付を行う医療保険制度です。

① 国保へ加入する方

勤務先の健康保険・公務員などの共済保険・船員保険・後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方、および健康保険加入者の扶養家族になっている方以外は、必ず加入しなければなりません。

日本に居住する外国人も、3か月を超える在留期間があり、ほかの保険に加入していない方は、国保に加入することになります。

手続き 下表を参考にして、14日以内(死亡の場合は7日以内)に届け出を済ませてください。

② 国保税(医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分)

税額の計算は医療保険分・後期高齢者支援金等分・介護保険分とも、前年中の所得に基づいて計算される所得割額と被保険者の人数によって計算される均等割額の合計額となります。介護保険分は、40歳から64歳までの方が対象です。国保税は、世帯主が納税義務者となります。

国保の加入・脱退等の手続き

以下の書類に加えて、マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)が必要です。

保険証の新規発行は、令和6年12月2日に終了となります。

こんなとき		届け出に必要な物
国保に加入	他の市区町村から転入してきたとき	☐ 転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	☐ 職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書など)
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	☐ 被扶養者から外れた証明書(健康保険資格喪失証明書など)
	子どもが生まれたとき	☐ 保険証
	生活保護を受けなくなったとき	☐ 生活保護廃止決定通知書
	外国人が加入するとき	☐ 在留カード ☐ パスポート(*他の書類が必要となる場合があります)
国保を脱退	他の市区町村に転出するとき	☐ 保険証
	職場の健康保険に加入したとき	☐ 国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは健康保険資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☐ 国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付のときは健康保険資格取得証明書)
	生活保護を受けるようになったとき	☐ 保険証 ☐ 生活保護開始決定通知書
	国保被保険者が死亡したとき	☐ 保険証
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	☐ 保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
	施設入所のため別に住所を定めるとき	☐ 保険証 ☐ 入園(在所)証明書 ☐ 施設入所先の住民票
	修学のため別に住所を定めるとき	☐ 保険証 ☐ 在学証明書(学生証の写し) ☐ 修学先の住民票
	保険証を紛失したとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	☐ マイナンバーカードまたは本人確認書類(運転免許証等) ☐ 使えなくなった保険証(汚れて使えなくなったとき)

■ 所得割額(前年中の所得から算定される税額です)(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割税率=所得割額

■ 均等割額(世帯の国保加入者の人数から算定される税額です)

区分	所得割税率	均等割額(1人当たり)	賦課限度額
医療保険分	7.25%	31,000円	65万円
後期高齢者支援金等分	2.40%	11,200円	22万円
介護保険分	2.00%	13,600円	17万円

*65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金からの差引きとなりますので、国保税での課税はありません。

③ 国保税の減免

■ 不慮の事故や災害などの理由で、どうしても国保税を納めることができないときは、支払い延期(徴収猶予・分割納付)や減免の制度があります。

■ 出産する予定、または出産した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税を減免します。出産予定日(または出産日)の属する月の前月から出産予定日(または出産日)の属する月の翌々月までの4か月が対象で減免には届出が必要です。

国保で受けられる 給付と手続き

国民健康保険課保険給付担当
TEL 224-5836

▶医療費

医療機関などに保険証を提示してください。

皆さんが支払う費用(一部負担金)は、掛かった医療費の3割です。なお、義務教育就学前は2割、70歳以上で保険証兼高齢受給者証をお持ちの方は、掛かった医療費の2割または3割です。

緊急の場合などやむを得ない理由で保険証を提示しないで医療行為を受けたときは、医療費全額を医療機関などで支払うことになりますが、申請により一部支給される場合があります。

疾病や災害などの特別な事情で生活が著しく困難なときは、一部負担金の減免が受けられる場合があります。

▶出産育児一時金の支給

市の国保に加入している方が出産した場合には、出産育児一時金が支給されます。

なお、出産育児一時金を市の国保が医療機関へ直接支払うことで、被保険者の負担を軽減する制度(直接支払制度)があります。この制度を利用する場合、出産前に出産予定の医療機関へお申し出ください。

直接支払制度を利用しない場合、または直接支払制度を利用した場合でも、出産に要した費用が支給額に満たなかった場合には、医療機関との精算を行った後、市の国保への申請が必要になります。

支給額

48万8千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は50万円)

*令和5年3月31日以前の出産は支給額が異なります。詳しくは、お尋ねください。

申請に必要なもの

- 出産者の保険証
- 振込先口座を確認できる物
*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 領収書(産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の文言が明記された物)

- 直接支払制度の利用に関する合意文書の写し

- 妊娠85日以上死産、流産の場合
合は死産証明または死胎埋火葬許可証の写し

- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

なお、出産育児一時金の支給が見込まれる世帯に、事前に出産費用を貸し付ける制度もあります。詳しくは、お尋ねください。

▶葬祭費の支給

市の国保に加入している方が死亡し、葬祭を行った場合には、葬祭を執行了の方に、葬祭費が支給されます。ただし、社会保険などから同等の給付を受けた方を除きます。

支給額 5万円

申請に必要なもの

- 亡くなられた方の保険証
- 振込先口座を確認できる物
*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 葬祭を執行了の方が確認できる会葬礼状など
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

▶高額療養費の支給

同一月に支払った医療費(保険診療の対象とならない医療行為や食事療養費は除く)の自己負担額が一定額を超えたとき、その超えた分を高額療養費として支給します。該当する場合には診療月の2か月から3か月後に世帯主あてに申請書を送ります。

申請に必要なもの

- 申請書
- 振込先口座を確認できる物
*公金受取口座を利用する場合は不要です
- 医療費の領収書
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

▶限度額適用認定証

事前に医療費が高額になることが分かっている場合、限度額適用認定証の交付申請をし、認定証を医療機関窓口に掲示することで、同一月における1医療機関での窓口負担が一定額までとなります。70歳未満の方は納期限を過ぎた国保税に未納がある場合には、交付できません。70歳以上の方

は交付対象となるか事前にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 認定証の対象となる方の保険証
- マイナンバー関係書類(番号確認書類および身元確認書類)

*マイナ保険証でも限度額適用が可能です。詳しくはお尋ねください。

▶保険診療の対象とならない場合

国保の給付は健康診断、予防接種、正常な妊娠・分娩、経済的理由による妊娠中絶、美容整形、差額ベッド料金、歯列矯正には適用されません。また、犯罪行為・けんか・飲酒などによるケガも給付が制限されます。

▶傷病手当金

市の国保に加入している方で、令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ被用者(会社員等)に対し、申請により傷病手当金が支給されます。詳しくはお尋ねください。

▶交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故などで第三者から傷害を受けた際の治療費は、過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、和解に時間がかかったり、加害者に当座の支払い能力がない場合には、国保が治療費の7割(または8割)を一時立て替え、後日、加害者に返済してもらいます。保険証を使用するときは、必ず市の国保に届け出てください。

● 特定健康診査・脳ドック

国民健康保険課管理保健担当
TEL 224-6147

▶特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的に、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

市の国保に加入している40歳から74歳までの方が対象です。「特定健康診査受診券」と保険証を指定医療機関に持参し、6月から翌年1月までに個別に受診してください。

健診の結果により保健指導が必要な方には「特定保健指導利用券」を送付します。特定保健指導実施機関で保健指導を受けてください。



国保・後期高齢・年金

▶ 特定健康診査の検査項目

セットA 無料

- 問診 □ 診察
- 身体測定(身長、体重、BMI、腹囲)
- 血圧測定 □ 血液検査
- 尿検査 □ 胸部X線撮影

セットB 500円

- セットA + 心電図検査、眼底検査

セットC 8,500円

- セットB + 腹部超音波検査、肺活量ほか

* 特定健康診査と同時に胃がん検診等の個別がん検診を受けることができます。詳しくは、がん検診等(92ページ)をご確認ください。

▶ 脳ドック検診費の一部補助

市の国保に加入している40歳から74歳までで、国保税を納期到来分まで完納している方を対象に年度(4月～翌年3月)につき1回、脳ドック検診費の一部を補助しています。脳ドック実施医療機関であれば、どこで受けても助成の対象となります。受検後に保険証・領収書(原本。MRI・MRA等検査項目が分かるもの)・預貯金通帳を持って、国民健康保険課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所で申請してください。

後期高齢者医療制度

● 被保険者になる方

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当
TEL 224-5842

- 75歳以上の方
- 65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあると埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定(障害認定)を受けた方

なお、上記の条件に該当していても、生活保護法により保護を受けている方や適用除外とすべき特別の理由(日本国内に住民登録をしていない方など)がある方は、被保険者になりません。

● 保険料について

高齢・障害医療課後期高齢者医療資格担当
TEL 224-5842

① 均等割と所得割

保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合が賦課します。加入している全ての被保険者が個人ごとに保険料を負担することになります。保険料は、加入した月(75歳の誕生月や転入した月など)から、均等割(被保険者全ての方が等しく負担する部分)と所得割(被保険者本人の所得に応じて負担する部分)が賦課されます。なお、世帯の所得に応じて軽減措置が講じられます。また、被保険者となる前日に被用者保険(国民健康保険・国民健康保険組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は所得割額がかからず、均等割額が加入後2年間に限り5割軽減されます。

② 保険料の納め方

特別徴収

保険料は、原則公的年金から差し引き(特別徴収)されます。保険料の納付方法を特別徴収から普通徴収に変更することを希望する場合は、保険料納付方法変更申出書を提出することで、普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。申し出から口座振替の開始(年金からの差し引きの中止)までは、2～3か月必要です。

普通徴収

介護保険料を特別徴収されている年金受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の1回あたりの特別徴収の合算額が介護保険料を特別徴収されている年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付する普通徴収になります。また、年度途中で被保険者になる方や転入した方なども、普通徴収になります。

③ 保険料の納付相談について

分割納付

被保険者本人または同居している家族の病気などにより、多額の出費があった場合などの特別な事情があり、定められた納期では保険料の納付が困難な場合は、保険料を分割して納付する方法もありますのでご相談ください。

減免制度

被保険者または生計維持者の収入が、事業における損失などにより著しく減少した場合や、被保険者または生計維持者が災害などにより住宅などに著しい損害を受けた場合など、必要があると認められる方には、申請による保険料の減免制度があります。

● 給付について

高齢・障害医療課後期高齢者医療給付担当
TEL 224-5842

① 医療機関窓口での自己負担割合

被保険者が医療機関などの窓口で支払う一部負担金は、掛かった医療費の「1割から3割」です。世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得(総所得金額-所得控除合計額)が145万円未満の場合は、一部負担金は「2割」になります。なお、市県民税課税所得が145万円以上でも、基準収入額適用により「2割」になる場合があります。また、世帯の中の後期高齢者全員の市県民税課税所得(総所得金額-所得控除合計額)が28万円未満の場合は、一部負担金は「1割」になります。なお、市県民税課税所得が28万円以上でも、世帯の中の後期高齢者が1人だけの場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が200万円未満の場合、また、世帯の中の後期高齢者が2人以上の場合は「年金収入とその他の合計所得金額」が320万円未満の場合も、一部負担金は「1割」になります。



(広告)



なかや頭痛脳神経
クリニック

脳神経外科・内科

脳と頭痛のことはお気軽にご相談ください。

MRI 脳ドック WEB予約受付してます

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00～12:30	●	●	●	／	●	◎	／
14:30～18:00	●	●	●	／	●	／	／

◎土曜は9:00～13:30

※受付は診療終了30分前までです。

休診日 木曜、日曜、祝日

ふじみ野市上福岡1-6-23MDビル1F
上福岡駅東口から徒歩2分

☎049-238-4678

なかや頭痛脳神経クリニック

検索



②自己負担限度額と高額療養費の支給

1か月の医療機関での一部負担金の支払額が自己負担限度額を超えた場合は、高額療養費が支給されます。高額療養費の額は、外来を「個人単位」で計算した後に、外来+入院を「世帯単位」で計算します。該当する方には、初回のみ診療月のおよそ3か月後に高額療養費の申請書を郵送します。一度申請すると、次回該当した際は自動的に申請書に記載された口座に振り込まれるようになります。

低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示することで、自己負担限度額および食事(生活)療養標準負担額の適用を受けることができます。

自己負担限度額が3割の被保険者も、所得に応じて現役並み所得者Ⅰ・現役並み所得者Ⅱ・現役並み所得者Ⅲの3区分に分けられます。

このうち、現役並み所得Ⅰ・現役並み所得Ⅱにあたる方は、限度額適用認定証の交付対象となり、一部負担金が自己負担限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の交付を受けるには、所得の申告が必要です。なお、マイナ保険証を利用すれば限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証の申請は不要となります。

③療養費の支給

医師の指示で作製した治療用装具(コルセットなど)の費用について、申請することにより、一部負担金相当額を除いた額が支給されます。その他の療養費の申請など、詳しくはお尋ねください。

申請に必要なもの

- ☐ 医師の診断書(意見書)
- ☐ 領収書
- ☐ 印鑑
- ☐ 預金通帳 など

④葬祭費の支給

被保険者が亡くなられたとき、その葬祭を行った喪主(葬祭執行者)の方に5万円支給されます。

申請に必要なもの

- ☐ 会葬礼状の写しまたは葬祭費用の領収書の写し(喪主(葬祭執行者)の氏名が記載されているもの)
- ☐ 喪主(葬祭執行者)の印鑑
- ☐ 喪主(葬祭執行者)の預金通帳

⑤健康診査・人間ドック

被保険者の健康を保持するために、健康診査を実施します。この健康診査は糖尿病などの生活習慣病などを早期発見し、予防・改善することを目的としています。指定の医療機関に事前に問い合わせってから、保険証と受診券を持参して受診してください。受診券は事前に健康診査実施医療機関一覧とともに送付します。

⑥交通事故などの治療費一時立て替え

交通事故など第三者(加害者)による行為でけがなどをした場合、治療費は過失割合に応じて加害者の負担になります。しかし、治療費を支払う前に届け出ること、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療に掛かる費用を一時的に立て替え、後で加害者に請求することができます。治療を受けるときには、高齢・障害医療課の窓口で「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかに行ってください。なお、示談の内容または加害者から治療費を受け取るなどにより、後期高齢者医療制度での治療を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

⑦傷病手当金

後期高齢者医療被保険者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染し、仕事を休んだ被用者(会社員)に対し申請により傷病手当金が支給されます。詳しくはお尋ねください。

国民年金

● 国民年金の加入と保険料

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

▶ 国民年金の加入

国民年金は、全ての国民を対象に老齢・障害・死亡のとき、年金を支給し、健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的としています。

20歳以上60歳未満で日本国内に住所のある方は、厚生年金の加入者とその被扶養配偶者を除いて、国民年金第1号被保険者になります。

▶ 保険料

月額16,980円(令和6年度)

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)が、希望により付加年金保険料月額400円を納めた場合は、納めた期間に応じて加算された老齢基礎年金が支給されます。

▶ 保険料の免除・学生納付特例・納付猶予

第1号被保険者(任意加入者を除く)のうち、経済的理由により、保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度があります。

免除制度には全額免除と一部(4分の3・半額・4分の1)免除があります。本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合には、申請書を提出し、承認を受けると保険料の納付が免除されます。全額納付した場合に比べ、全額免除期間は2分の1に、4分の3免除期間(4分の1の額を納める)は8分の5に、半額免除期間(半額を納める)は4分の3に、4分の1免除期間(4分の3の額を納める)は8分の7に年金額が減額されます。

学生本人の所得が一定以下の場合には、学生納付特例制度があります。申請書を提出し、承認を受けると、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。納付特例期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

学生以外の50歳未満の方は本人および配偶者の所得が一定以下の場合には、納付猶予制度があります。申請書を提出し承認を受けると保険料の納付が猶予されます。納付猶予期間は年金受給資格期間には算入されますが、免除期間とは違い、年金額には反映されません。

保険料の免除申請・学生納付特例申請・納付猶予申請は、基本的に毎年手続きが必要です。詳しくは市民課にお尋ねください。

平成28年7月から納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

*震災・風水害・火災等により被害を受けた場合、免除になる場合があります。
*新型コロナウイルスの影響により、所得が減ったときも免除になる場合があります。(学生納付特例は令和5年3月まで、全額免除等については令和5年6月までの期間)詳しくはお尋ねください。



▶ 保険料の追納

免除や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料は、年金を受ける前であれば10年前までさかのぼって納めることができます。追納額は、3年度目以降、当時の保険料に政令で定める一定の額を加算したものになります。追納した期間については、通常納めた期間と同様の計算で老齢基礎年金が支給されます。詳しくは川越年金事務所にお尋ねください。

▶ 社会保険料控除

支払った国民年金の保険料は、年末調整や確定申告のときに控除されます。

▶ 産前産後の保険料免除

出産予定日または出産日の前月から4か月分(多胎妊娠の場合は3か月前から6か月分)の保険料を免除し、その期間中は保険料を支払ったものと見なします。免除を受けるには届け出が必要です。

対象

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

● 年金の種類と支給条件

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

▶ 老齢基礎年金

保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間・合算対象期間などを合わせた資格期間が10年以上ある方が、65歳に達したときから受けられます。

*平成29年8月より、資格期間が10年に短縮されました。

▶ 繰り上げ受給・繰り下げ受給

老齢基礎年金は、原則65歳から支給されますが、希望により60歳から64歳での繰り上げ支給、または66歳以降の繰り下げ支給も選択可能です。

昭和37年4月1日以前生まれの人

(支給率は月単位で変わります)

繰り上げ支給率(減額率=0.5%×繰り上げ月数)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	100%

例) 昭和37年4月1日以前生まれの人が60歳と2か月で請求した場合

減額率=0.5%×58か月=29%

支給率=100%-29%=71%

昭和37年4月2日以降生まれの人

繰り上げ支給率(減額率=0.4%×繰り上げ月数)

年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給率	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%	100%

繰り下げ支給率(増額率=0.7%×繰り下げ月数)

66歳から75歳(*)の間で請求することができます。

*昭和27年4月1日以前生まれの方(または平成29年3月31日以前に老齢基礎(厚生)年金を受け取る権利が発生している方)は、繰り下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなります。

年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
支給率	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184%

例) 66歳と5か月で請求した場合

増額率=0.7%×17か月=11.9%

支給率=100%+11.9%=111.9%

*他の公的年金と併せて支給される場合は、併給調整がありますので、請求にあたってはあらかじめご相談ください。

▶ 障害基礎年金

国民年金の加入期間中あるいは20歳前に初診日がある病気やけががもとで国民年金法に定められた障害の状態(1・2級)になったときに受けられます(保険料の納付要件があります)。

▶ 遺族基礎年金

国民年金の加入者または老齢基礎年金を受けられる資格がある方などが亡くなったとき、その方が生計を維持していた子を持つ妻または夫が子(子とは、18歳到達年度末までの間にある子か20歳未満で1・2級の障害のある子に限られます)に支給されます。保険料の納付要件があります。

● あなたの加入する国民年金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

種類	該当する方	保険料の納め方
第1号被保険者	日本国内に住所がある自営業・学生など(厚生年金に加入していない)20歳以上60歳未満の方	年金事務所から送られる「納付通知書」によって金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください(任意加入被保険者のうち、①③の方は、原則として口座振替・クレジットカード納付となります) *領収書は大切に保管してください *便利な口座振替・クレジットカード納付をご利用ください
任意加入被保険者	①日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方 ②日本国内に住所がない20歳以上65歳未満の日本人 ③65歳に達しても年金受給権が確保できない方は、70歳になるまで加入できます(昭和40年4月1日以前に生まれの方で受給資格期間を満たすまで)	
第2号被保険者	厚生年金の加入者 *平成27年10月共済年金は厚生年金に統一されました	給料から厚生年金保険料として差し引かれ、その中に基礎年金部分として、国民年金保険料が含まれています
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの妻など)で20歳以上60歳未満の方	第2号被保険者の加入している年金制度がまとめて負担しているため、自分で納める必要はありません

● 国民年金の種類と支給額

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

年金の種類	支給額(令和6年度)
老齢基礎年金	満額816,000円 未納・免除などがある場合の金額の計算方法については、お尋ねください。
障害基礎年金	1級=1,020,000円 2級=816,000円 *子どもには加算があります。 1人目・2人目(1人につき)=234,800円 3人目以降(1人につき)=78,300円
遺族基礎年金	妻(夫)が受けるとき 子ども1人=1,050,800円 子ども2人=1,285,600円 子ども3人目以降は、1人につき78,300円加算 子どもが受けるとき 子ども1人=816,000円 子ども2人=1,050,800円 子ども3人目以降は、1人につき78,300円加算
寡婦年金	夫が受けることができた第1号被保険者期間に係る基礎年金額の4分の3
死亡一時金	保険料を3年以上納めたとき、期間により12万円から32万円

*年金の受給資格・必要書類などは、それぞれの状況によって異なります。

● 特別障害給付金

市民課国民年金担当 TEL 224-5764

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害のある方に福祉的措置として、「特別障害給付金制度」が創設されました。

▶ 支給の対象になる方

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象だった学生
 - ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象だった被用者(厚生年金・共済年金などの加入者)の配偶者
- ①②の期間に障害の初診があり、国民年金法の1・2級の障害に該当する方に限られます。

請求は65歳の誕生日の前々日までに行う必要があります。

▶ 支給額(令和6年度)

- 1級 55,350円(月額)
2級 44,280円(月額)

● 年金、こんなときは市役所への届け出が必要です

こんなとき(職業などによって種類が変わります)	届け出	必要書類
会社を退職したとき(第2号→第1号)	国民年金被保険者資格取得届	☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 健康保険資格喪失証明書または離職証明書等
配偶者の扶養でなくなったとき・ 配偶者が会社をやめたとき(第3号→第1号)	種別変更届	☐ マイナナンバーカード(持っている方) ☐ 身分証明書

● 年金相談

川越年金事務所 TEL 242-2657

日本年金機構川越年金事務所では、年金に関する相談に応じています。

▶ 年金の請求や受給後の諸手続きについて

ねんきんダイヤル

TEL 0570-05-1165

(050から始まる電話からは)

TEL 03-6700-1165

▶ 受付時間

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

週初めの開所日は午後7時まで

第2土曜日

午前9時30分～午後4時まで

*年金事務所での予約受付専用

TEL 0570-05-4890

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

● 国民年金基金

全国国民年金基金首都圏支部

TEL 0120-65-4192

自営業などの方を対象に、ゆとりある老後のため、基礎年金の上乗せ給付を行う制度で、都道府県ごとに1つずつ設けられています。ただし、国民年金の保険料を免除されている方・農業者年金に加入している方・付加年金に加入している方は、この基金に加入できません。また、加入した方は、任意に脱退することはできません。

掛け金・給付額・納付方法は、選択する給付の型・口数・加入するときの年齢によって異なります。



国保・後期高齢・年金